

令和3年8月10日

第8回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 8 号

令和3年 第8回 定例会

日時：令和3年8月10日（火）午後2時

場所：区議会第二委員会室（Web会議）

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	八 木 茂
	教 育 総 務 課 長	松 永 直 樹
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
	児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
	教 育 セ ン タ ー 所 長	真 下 聡
	真砂中央図書館長	齊 藤 嘉 之

「書記」	庶 務 係 長	伏 屋 明 子
	庶 務 係 主 事	迫 中 優

令和3年

第8回教育委員会定例会

令和3年8月10日（火）午後2時

場 所 第二委員会室（Web会議）

議事録署名人 清水俊明委員

第1 議事録の承認

議事録第6号（令和3年第6回定例会）

第2 議案の審議

第38号議案 「2021チャイルドライン夏の東京キャンペーン」の後援名義使用承認について

第39号議案 令和4年度使用特別支援学級教科用図書採択について

第3 報告事項

- (1) 小学校教室等増設計画について（小日向台町小学校・駒本小学校）（資料第1号）
- (2) 文京区子ども読書活動推進計画（案）について（資料第2号）

第4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 時間になりましたので、第8回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

今回も Web 形式をとっております。ご発言の際には手を挙げていただいて、その方にご発言していただくという形をとりたいと思います。

まず、出席状況を確認させていただきます。委員は、全員出席していただいております。理事者は、児童青少年課長が今こちらに向かっておりますので、来たら全員出席という形になります。

本日の議事録署名人ですが、清水委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第6号（令和3年第6回定例会）

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第6号がお手元にあるかと思います。事前にご確認いただいておりますが、なお、訂正が必要でしたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

第2 議案の審議

第38号議案 「2021チャイルドライン夏の東京キャンペーン」の後援名義使用承認について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。

第7回の教育委員会で継続審議となりました第33号議案「親子で考える。留学 ホームステイ説明会「未来をつくる はじめの一步」の後援名義使用承認について」ですが、前回の委員会での検討を踏まえて、申請団体に確認をしたところ、取り下げたいという意向がありましたので、本日の議案については、2件となります。

それでは、1件目、第38号議案「2021チャイルドライン夏の東京キャンペーン」の後援名義使用承認について。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第38号議案、「2021チャイルドライン夏の東京キャンペーン」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、特定非営利活動法人しながわチャイルドライン。

代表者は、谷山啓太でございます。

事業名は、2021 チャイルドライン夏の東京キャンペーン。

令和3年7月1日から9月30日まで実施する予定としております。

本事業は、フリーダイヤルで、子どもたちの楽しかったことや悩みなどを聞くことで、子ども心の居場所とすること。また、新型コロナの影響でストレスがたまり、生きづらさを抱えている子どもたちもいる中で、気持ちを言葉に出し、受けとめてもらうことで新たな一步を踏み出せるようにすることを目的とするものでございます。

対象は、18歳未満の都内の子ども。参加費は、無料です。

そのほか、資料といたしまして、事業概要書、予算書、役員名簿及び定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 チャイルドラインの活動は既に20年以上前から行われていることで、今、文京区に初めて出てきたのに私はびっくりしたぐらいでした。子どもたちにとって、黙って何も問わずに聞いてくれる大人たちの存在というのはとても重要だと言われております。私もこのチャイルドラインの活動には当初からいろいろな形でかかわってきているのですが、特にこのコロナの状況で、子どもたちが自分たちのストレスをため込んでいるという状況がすごく顕著になっています。

電話をかけるのも、実は家族がいる前ではなかなかかけられない、そういう問題はあるにしても、ここで黙って聞いてもらえるというだけで、子どもたちのストレスはどれだけ解放されるかわかりません。そういう意味で、ぜひとも後援名義をつけていただきたいです。

チャイルドラインはこの期間だけではなくて、年間常設で行われていますので、年間常設で行われているということを子どもたちにきちんと知らせたいというキャンペーンなのではないかと思えます。

パンフレットやカードの配布ということが行われることになるかと思えますが、こういうものを配るのは2学期になってからというご予定になるのでしょうか。文京区のご予定も伺っておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○教育総務課長　こちらにつきましては、広報の強化期間がこの期間であって、実際に子どもたちに手渡すのは2学期からということですが、事業所としても、後援名義をいただいたら、文京区に、カードなどを送っていただいて、学校に配るということをやりますので、具体的にいつというのはわからないのですが、実際、子どもに配るのは2学期になると考えております。

○加藤教育長　夏休み明けに個々の子どもに配られるということによろしいですね。そういう状況です。ほか、いかがでしょうか。

○田嶋委員　私は知らなかったんですけども、坪井先生おっしゃるように、こういうものはあるべきだと思います。ただ、文京区がちゃんとお認めしたプロジェクト、内容であるということになった場合、この中で文京区の教員に対してだったり、学校に対してだったり、そういうSOSが来たときに、我々が受けて、それをちゃんと解決の方向に進めるとか、今度は我々も話を聞くというようなことをしっかりとしなければいけないと思うんですけども、そういうような覚悟とまでは言わないまでも、組織的対応ができるのかというのを伺えればと思います。

○教育総務課長　どのような相談があるのかわからないですが、こちらの非営利団体に相談もあるのかもしれないし、学校にあるのかもしれない。さらに、子ども家庭支援センターなどと連携をしながら、様々な問題、課題について解決していけたらと考えております。

○坪井委員　追加の情報としてご説明申し上げますが、チャイルドラインは、解決型の相談ラインではないんですね。子どもが語って、「そうか、そうだったんだ」と聞いてもらう。チャイルドラインで対応する方の研修というのはとても大変なんです。大人は言いたくなっちゃう。「こうしたらどう、ああしたらどう」とか「助けてあげるよ」と言いたくなっちゃうのをぐっところえる。これがチャイルドラインの理念なんです。子どもたちの話をただ聞く。ただ聞いてもらうことによって、どれだけ救われる子がいるかというところから始まっています。

ただ、正直、聞いているうちに、これは何とかしなきゃいけないという深刻な事案もくることはくるんです。それが相談員もジレンマで、本当は助けに行ってあげたいのに、チャイルドラインとしては聞くだけにしなくちゃいけないというのがある。例えば、弁護士会の子どもの人権救済センターにもそういった、どうしたらいいかという相談も来るので、せめてカウンセリングマインドだから、自分から助言をしないにしても、「わかった」と。例えばその問題だったら、子どもの人権110番という弁護士会の相談窓口があるからかけてみてはどうかぐらいまでなんです。助言してあげたらどうですかというのが私たちの提案としてこれまでできています。

対応によっては、これはどこかに伝えなきゃいけないという場合には、その子どもさんに教育委員会に電話してごらんなさいというようなことぐらいまでの助言をする。自分たちでは動かないということがベースなので、そういう意味では、伝えていただいたからといって、すぐにそれが学校現場にはね返ってくるということではないんです。そこをお伝えしておきます。

○田嶋委員 了解しました。そういう割り切りであればいいと思います。生死にかかわるようなことであればすぐに動かなければいけないものもあるでしょうが、よくわかりました。

○加藤教育長 例えば、聞くということがメインで、何か助言は控えるということですが、その中で、重篤な案件が出てきた場合にはどこかでそこをサポートするということも必要だと思いますし、例えば、行政側の電話窓口もいろいろとありますので、そういったものをチャイルドラインのほうにお渡ししておいて、どうしてもものときはこちらにつないでくださいとお知らせすることは可能ですか。

○坪井委員 ぜひその旨はチャイルドライン側に逆に伝えていただければ。チャイルドラインは、助言をしない、情報提供もしないという基本なだけけれども、今までも本当に重篤な事案では、実はこちらに連絡をいただいて、弁護士会が動いたりしたこともありましたし、虐待事案ですと、通告義務ということがあるんですね。子どもからの相談があったときに、聞いた大人が、このまま児童相談所に通告しないでいいだろうか、すごく悩ましいところもある。子ども自身が名前とか住所も言わなくていいということになっているものですから、そこを特定するのもとても難しい。その限界はあるんです。

ただ、その場合であっても、その相談員が、今放っておいてはいけないことだから、あなたから、子ども家庭支援センターに電話をしてごらんなさいと、電話番号を教えてあげる。せめてそこまではやってほしいということを行っています。なので、文京区の対応として、子ども家庭支援センターあるいは文京区の教育委員会の相談窓口を、しながわチャイルドラインの人たちを通して言っていただければ何らかの役に立っていくと思います。ぜひお願いしたいと思います。

○加藤教育長 こちらから、強制という形ではなくて、情報提供という形で、そういったものをお渡しして、向こうの判断で、もし必要なときには連絡していただくという形を考えたいと思います。

○坪井委員 お願いいたします。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 全員の方に挙手していただきました。それでは、そのように決定させていただきます。

第39号議案 令和4年度使用特別支援学級教科用図書採択について

○加藤教育長 続きまして、第39号議案「令和4年度使用特別支援学級教科用図書採択について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第39号議案、令和4年度使用特別支援学級教科用図書採択について、提案理由をご説明いたします。

本案は、特別支援学級で学ぶ児童・生徒が使用する教科用図書の採択に関する件でございます。

特別支援学級では、特別の教育課程を編成している場合があります。したがって、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第131条第2項の規定に基づいて、一人一人の児童・生徒の実態に応じて、教科によって、当該学年の教科用図書を使用することが適当でない場合には、他の適切な教科用図書を使用することができることになっております。

議案資料は、区内の特別支援学級設置校の校長より、令和4年度に使用する教科用図書として申請されたものの一覧です。

特別支援学級で使用する教科用図書は3種類に大別されます。

種別の1点目は、文部科学大臣の検定済の教科用図書です。検定済の教科用図書については、通常の学級で使用されているものと同じものを使用することになります。ただし、学年の実態に応じて、当該学年より下の学年の教科用図書を使用することもございます。

2点目は、知的障害の特別支援学校で学ぶ児童・生徒が使用する文部科学省著作の教科書です。

3点目は、いわゆる附則9条図書と呼ばれる一般図書です。この附則9条図書につきましては、東京都教育委員会が特別支援教育教科書調査研究資料を作成しており、これを参考にいたしまして、児童・生徒の障害の程度、能力等にふさわしい内容であるかどうかを各学校が検討し、選定をいたしております。

ご覧いただいております議案資料につきましては、通常の学級との交流及び共同学習の推進等を行っていることから、文部科学省の検定済の教科用図書を使用し、それを補完するために、教員が特別支援学級用に編集した教材を併用する学校と、児童・生徒の障害の程度、能力にふさわしい内容の附則9条図書を中心として使用する学校があり、いずれも、各小・中学校が特別支援学級の実態や個に応じた特色化を図りながら、教科用図書の選定を行っております。

本案につきましては、このように、各学校が一人一人の児童・生徒に合った適切な教科用図書を調査・研究の上、申請をし、教育委員会が採択を決定する手続になっております。

本日の議案資料の一覧に基づきまして、文京区立の小・中学校特別支援学級の児童・生徒が令和4年度に使用する教科用図書をご決定くださいますようお願いいたします。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 例年、対面の会議の場合には、全てではないにしても、このうちの幾つかの図書を見せていただいて、それで採択をしてきたわけですが、今年の場合は、それはかなわないということで、やむを得ないと思っています。

教育指導課に参考図書は常置されているということで、そちらに伺うことができたときに拝見できるという前提でよろしいでしょうか。

○教育指導課長 今、坪井委員ご指摘のとおり、採択しようとしている一般図書につきましては、現在購入しております、教育委員の皆さんはいつでもご覧になれるような状況をつくってございます。

○坪井委員 機会がありましたら、見せていただければと思っております。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 全員の方から挙手いただきました。それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 小学校教室等増設計画について(小日向台町小学校・駒本小学校)

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は2件です。

(1)「小学校教室等増設計画について(小日向台町小学校・駒本小学校)」の件について説明をお願いします。

○教育推進部副参事 資料第1号をご覧ください。文京区立小学校教室等増設計画(小日向台町小学校・駒本小学校)についてです。

児童の増加に伴う普通教室等対策として、小日向台町小学校及び駒本小学校につきまして、増築計画を行い、将来的な教室数の不足に対応するものです。

まず、資料の1枚目ですが、小日向台町小学校の増築計画です。

所在地等を記載しておりますが、資料中段の(3)「概要」③「増築概要」をご覧ください。現在計画している増築計画ですが、鉄骨造地上2階建て、約600平米を予定しています。諸室といたしましては、特別教室・準備教室、各2室、会議室、防災備蓄倉庫、廊下、倉庫、トイレ、エレベーター等を計画しています。

増築の場所等ですが、現在、関係各課と関係法令を確認しながら詰めているところです。

今後のスケジュールです。(4)に記載しておりますとおり、この後、実施設計を令和3年10月から令和4年3月までを行い、増築・改修工事を令和4年4月から令和5年3月で進めていく予定です。

関係各課の協議の中で前後する可能性もありますが、この期間の中で進めていく目途で進んでおります。

続きまして、駒本小学校の増築計画についてです。資料4枚目をご覧ください。

先ほどと同じようでございますが、所在地等に関しましては書いてございますが、資料中段にございます(3)「概要」③「増築概要」をご覧ください。現在計画している増築計画でございますが、先ほど申しましたように、場所について、関係各課と精査してございまして、校庭のどこに建てるかによって少し規模が変わってくるんですが、現在は一番厳しい条件のものを記載しています。鉄骨造地上1階建て、約230平米を予定しています。諸室といたしましては、多目的室、育成室、トイレ等を計画しています。

増築の場所は、繰り返しですが、関係各課と関係法令について、現在確認を行って、詰めているところです。

(4)スケジュールに関しましても、先ほどと同じですが、実施計画を令和3年10月～令和4年4月まで、増築・改修工事を令和4年4月～令和5年3月まで進めていく予定です。関係各課との協議のもと、期間に関しましても、前後することがありますが、現在この予定で進め

ているところです。

報告は以上になります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

○坪井委員 建築場所についてはこれから検討されるとおっしゃっていましたが、いずれの場合もグラウンドもしくは運動場を潰してということになるのでしょうか。現況図を見ると、そこしか敷地がないということになるんですか。いかがでしょうか。

○教育推進部副参事 委員ご指摘のとおり、グラウンドの部分に増築をかけるということで考えておりますので、できる限り影響の少ないところを学校と協議しながらやっております、場所についても、体育館の横か、南側の道路に寄ったところと、今2カ所検討をさせていただきながら、学校と詰めているところです。

○坪井委員 そうすると、やむを得ないことながら、グラウンドは幾らかであれ狭くはなるということなんですね。

○教育推進部副参事 おっしゃるとおりでございます。

○坪井委員 子どもが増えているということであれば、やむを得ないとは思いますが、できるだけのご配慮をよろしくお願いいたします。

○清水委員 普通の教室は増えないということによろしいんですか。

○教育推進部副参事 ここ1、2年であれば大丈夫なんです、生徒数も少し増えてくる予想もしております、何部屋かは増やす、今つくっていくのは特別教室ということで記載している部分がございますが、既存の校舎の特別教室をこちらに移して、既存の校舎の中に普通教室をつくるということで考えてございます。

○清水委員 わかりました。将来的なことを考えると、教室がもっと必要になってくることも考えなければいけないのかなと思ったので、聞かせていただきました。

駒本小学校のほうは、多目的室とか育成室がその役目を果たすということなんでしょうか。

○教育推進部副参事 そのとおりでございます。

○加藤教育長 児童数につきましては、参考資料で、令和5年度までですけれども、推計を出しております。こういったことも含めて普通教室が不足する部分を校舎内につくるため、特別教室等を外に出すということです。この先についても、学務課で児童数について推計しながら、教室が足りないことがないようにと工事を早めに進めるという状況です。

○清水委員 児童数が増えるということは嬉しいことかと思しますので、よろしくお願いいたします。

いと思います。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 文京区子ども読書活動推進計画(案)について

○加藤教育長 それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

「文京区子ども読書活動推進計画(案)について」。報告をお願いします。

○真砂中央図書館長 続きまして、資料第2号、文京区子ども読書活動推進計画(案)について、報告をいたします。

本計画の策定にあたっては、本年5月の教育委員会にて素案を報告いたしました。その後のパブリックコメントなどの意見を踏まえ、最終案を作成いたしましたので、報告するものでございます。

パブリックコメントの実施結果につきましては、別紙1にまとめてございます。4名の方から合計6件のご意見が寄せられております。

洋書絵本に関する要望のほか、インターネット上での読書に関すること、特別な支援を必要とする子どもの読書環境の整備などについてのご意見をいただいております。

それぞれのご意見について、区の考え方を記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

計画の最終案につきましては、別紙2のとおりでございます。内容につきましては、素案から変更した点はございません。今後はアンケート結果やこれまでの取り組みの成果、課題などに加えて、子どもたちを取り巻く読書環境の変化などにも対応しながら、計画に示した取り組みを着実に実施してまいりたいと考えております。

なお、本件につきましては、9月の区議会で報告し、計画を策定する予定です。

報告は以上です。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 この計画自体については、本当に期待をしております。読書離れ、本離れが進んでいる子どもたちに何とか小さいうちからなじんでもらいたいというのは本当に強い願いです。

こうした計画が策定された効果というものはどういう形で検証されるのか。こうした計画をして少しでもこういう成果があらわれたとか、そういった報告というのはいただけるものなのでしょうか。これは令和7年度までとなっておりますから、すぐに成果が出てくるものではない

ということは重々承知の上で申し上げていますが、成果・検証結果を報告していただけると励みになるかと思えます。

○真砂中央図書館長 計画の進捗状況につきましては、今回 37 の計画事業を掲げておりますけれども、一つ一つの事業について、事業の実施結果、実績とともに、成果、課題を明らかにして、事業の改善に努めていきたいと思っております。

それぞれの進捗状況の報告につきましては、図書館のホームページなどでも広く公表していきたいと考えておりますので、そういったことで広く利用者の方からも都度ご意見などをいただければと考えております。

○坪井委員 教育委員会への報告というのは義務づけられているわけではないのでしょうか。

○真砂中央図書館長 基になる法律がありまして、その中では特に義務づけというところはありません。ただ、5年間の計画ということで、1年ずつは各事業の PDCA サイクルをしっかりと回しながら、個々の事業の改善に取り組んでいきたいと思っておりますが、5年に一度の計画の改定に合わせて、アンケートなどを実施して、保護者や子どもの意識や行動変容の部分については、しっかり把握をして、教育委員会にもご報告をさせていただきたいと考えております。

○坪井委員 お願いいたします。

○清水委員 内容と少し離れるんですけども、YA 世代(ヤングアダルト世代)、これは中学生、高校生の YA 世代と書いてあります。一般的には、中学校、高校生はアドレッセント(思春期)で、その後の 20 歳以降の世代がヤングアダルトというふうに医療現場では定義されているんですけども、この辺の違いはあるのでしょうか。

○真砂中央図書館長 ここのヤングアダルトというのは、いわゆる公立図書館の中で言われている用語でございまして、特に 10 代、学齢で言えば中高生ぐらいの年齢層をターゲットにした図書館ならではの言い方ということになります。

○清水委員 AYA 世代というのを我々は使っているんですが、少し図書館用語とは違うということですね。わかりました。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

用意した案件については以上になります。

第4 その他の事項

○加藤教育長 最後に、前回教育委員会でご質問していただきました押印の廃止に伴う

コピーの扱いについて、教育総務課長から説明があります。

○教育総務課長 前回、坪井委員からコピーの写しについての質問がございました。こちらについて区に確認をしました。今回の押印の見直しに伴いまして、3パターン考えております。

1つ目が、申請書で記名のみだけでいいというもの。2つ目が、押印は不要ですが署名が必要なもの。3つ目が、押印が必要なものという3種類を考えております。

2番目の押印は不要ですが署名が必要なものと、押印が必要なものは、一切コピーは認めていないというものなのでおわかりだと思います。記名のみ可というものについては、コピーを基本的に認めているものが多いです。例えば、情報公開請求書についても、コピーは認めています。例えば戸籍住民課の住民票の請求の場合には郵送を認めています。コピー機はすごくよくできているものがありますので、申請書自体はコピーされているものも、場合によっては認めているそうです。その場合には免許証の写しなどを要求していますので、本人かどうかというところについては担保されていると考えられています。場合によってコピーを認めるか認めないかは、そのものによって扱いを変えているという考え方になってございます。

説明は以上です。

○加藤教育長 坪井委員、よろしいでしょうか。

○坪井委員 わかりました。ありがとうございます。

○加藤教育長 そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第8回定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(14:34)

令和3年8月10日

議事録署名人

教育長

委員